

# 処遇改善加算について

千葉県健康福祉部障害福祉事業課  
地域生活支援班

## 本講義の構成

1. 処遇改善に係る加算全体のイメージについて
2. 処遇改善加算等の新様式について
3. 令和6年度障害福祉サービス等処遇改善計画書の提出について
4. 令和5年度障害福祉サービス等処遇改善実績報告書の提出について

# 1. 処遇改善に係る加算全体のイメージについて

## 処遇改善に係る加算全体のイメージ(令和6年度改定後)①

### 概要

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。

### 単位数

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる。  
加算率は、サービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善				サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	I	II	III	IV		I	II	III	IV
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	就労継続支援B型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%	就労定着支援	10.3%	8.6%	6.9%	
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%	共同生活援助(介護サービス包括型)	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%	共同生活援助(日中サービス支援型)	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%	共同生活援助(外部サービス利用型)	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%	児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%	医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%	放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%
自立訓練(機能訓練)	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%
自立訓練(生活訓練)	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%
就労継続支援A型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%					

(注) 令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができる等の激変緩和措置を講じる。

# 処遇改善に係る加算全体のイメージ(令和6年度改定後)②

## 算定要件等

- 新加算(Ⅰ～Ⅳ)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
  - ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率(※)

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は**赤字**

加算率(※)	新加算区分	要件	対応する現行の加算等(※)	新加算の趣旨
【8.1%】	Ⅰ	<b>新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(生活介護の場合、介護福祉士25%以上等)</li> </ul>	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【4.4%】 b. 特定処遇加算(Ⅰ)【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【8.0%】	Ⅱ	<b>新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>改善後の賃金年額440万円以上が1人以上</li> <li>職場環境の更なる改善、見える化【見直し】(令和7年度)</li> <li><del>グループごとの配分ルール【撤廃】</del></li> </ul>	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【4.4%】 b. 特定処遇加算(Ⅱ)【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【6.7%】	Ⅲ	<b>新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備</li> </ul>	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【5.5%】	Ⅳ	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>新加算(Ⅳ)の1/2(2.7%)以上を月額賃金で配分</b></li> <li>職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】(令和7年度)</li> <li>賃金体系等の整備及び研修の実施等</li> </ul>	a. 処遇改善加算(Ⅱ)【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※ 加算率は生活介護のものを例として記載。

## 2. 処遇改善加算等の新様式について

# 3. 令和6年度障害福祉サービス等 処遇改善計画書の提出について

## 令和6年度障害福祉サービス等処遇改善計画書の提出について①

### ○提出期限

令和6年4月15日(月曜日)まで

### ○提出方法

ちば電子申請サービス提出フォームから提出すること

※原則として、郵送やメールによる提出は認めません。

### ○計画書の提出に係る注意事項

- 必ず、厚生労働省が新たに発出した新様式により作成、提出してください。旧様式による作成、提出は受理できません。
- 令和6年4月又は5月から処遇改善加算等を取得する場合は、**新規・継続を問わず**、令和6年4月15日(月)までに必要書類を提出してください。
- 提出期限を過ぎた場合、令和5年度中における加算の取得の有無を問わず、4月以降は加算適用外となります。
- (その場合、各月15日までに受理したものについては翌月1日から再度加算適用となります。)  
例:4月16日に提出→6月1日から加算適用

## 4. 令和6年度障害福祉サービス等

### 処遇改善実績報告書の提出について

# 令和6年度障害福祉サービス等処遇改善実績報告書の提出について①

## ○提出書類

1. 令和5年度障害福祉サービス等処遇改善実績報告書
2. 職員分類の変更特例に係る実績報告 ※該当がある場合のみ

## ○提出期限

各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日まで

※提出時期の例

- ・年度末まで事業を行った場合(3月サービス提供分の請求を4月に行い、5月に支払いを受ける。)  
⇒7月末までに実績報告書提出(最終提出期限)
- ・年度途中で事業が終了した場合(12月サービス提供分の請求を1月に行い、2月に支払いを受ける。)  
⇒4月末までに実績報告書提出

## ○提出方法

ちば電子申請サービス提出フォームから提出すること

※原則として、郵送やメールによる提出は認めません。

# 計画書及び実績報告書の提出に係る留意事項について

- 介護分野と障害福祉分野の計画書及び実績報告書等(以下「計画書等」という。)の様式、提出先はいずれも異なりますので、必ず障害福祉分野の様式で作成してください。
- 計画書等 Excel データのシートは削除しないでください。
- 同一建物で複数の障害福祉サービスを実施(※)している場合、各計画書等の基本情報入力シートの「加算対象事業所」、各様式の「施設・事業所別個表」には**全サービスの事業所番号や事業所名を記入**してください。記入が無い場合、加算の対象外となります。  
※「共同生活援助+短期入所」「居宅介護+重度訪問介護+同行援護」等
- 提出先は各障害福祉サービスの指定権者となります。千葉市、船橋市、柏市、我孫子市から指定を受けている事業所においては、各市の担当課が提出先となりますので御注意ください。
- 千葉県以外から指定を受けている各障害福祉サービス事業所についても、各計画書等の基本情報入力シートの「加算対象事業所」、各様式の「施設・事業所別個表」へ記入してください。

## ○福祉・介護職員処遇改善加算等について／千葉県

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/shienhou/syogukaizen/syoguukaizen.html>